

「ICTの全面的な活用」の実施要領等の改定内容について (令和7年4月1日以降適用)

主な改定内容

- ・ 試行対象工事の考え方を変更
- ・ 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用（以下「3次元出来形管理等費用」）について、積算方法を変更
- ・ 「ICT建機による施工」を実施する場合の3次元設計データ作成経費を設計変更の対象へ
- ・ ICT土工において、現場条件によって「2-1機械経費」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合の積算方法を変更。また、山積1.4m³（平積1.0m³）バックホウの機械経費及び損料加算額を削除
- ・ 「ICT活用工事計画書」の改定および「ICT活用工事チェックリスト」の新規追加

(1) 改定後の試行対象工事の考え方について

一定規模以上の工事は原則試行対象となる。また、対象外として発注した工事でも受注者から実施希望があった場合は協議のうえ対象工事へと変更が可能となる。

※改定後の試行対象工事

土工量が1,000m³以上となる工事（建築営繕工事は除く）、舗装面積3,000m²以上の上層・下層路盤工事（建築営繕工事を除く）を原則試行対象とする。

ただし、発注者が現場条件等を勘案し、ICTの活用が困難と考えられる場合は除外する。

なお、上記の施工規模以上かつ試行対象外として発注し、契約後に受注者からICT活用の希望があった場合は、受発注者協議により、試行対象工事へ変更することができる。

<参考：改定前の試行対象工事>

土工量が1,000m³以上となる工事（建築営繕工事は除く）、舗装面積3,000m²以上の上層・下層路盤工事（建築営繕工事を除く）のうち、発注者が指定するもの。

(2) 改定後の3次元出来形管理等費用の積算方法について

3次元出来形管理等費用の積算方法は、見積を徴収して以下の通り比較する方法に変更となる。

① 3次元出来形管理等費用を設計計上する場合、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて、補正による金額を算出する。

補正係数 → 共通仮設費 1.2 現場管理費 1.1

補正による金額（補正有の設計額 - 補正無の設計額）

② 3次元出来形管理等の費用を受注者から見積徴収（諸経費込み）する。

③ 「①の補正金額」と「②の見積金額」を比較し安価な積算方法を採用する。

※比較するためのシートとして、「3次元出来形管理等費用算出シート」を新規追加。

<参考：これまでの積算方法>

3次元出来形管理等費用を設計計上する場合、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じる。

補正係数 → 共通仮設費 1.2 現場管理費 1.1

(3) 改定後の「ICT建機による施工」を実施する場合の3次元設計データ作成経費について

「ICT建機による施工」を実施する場合の3次元設計データ作成経費は、これまでの受注者負担から設計変更の対象へと変更となる。

※改定後の実施要領

「ICT建機による施工」を実施する場合、ICT建設機械等にかかる費用等及び3次元設計データ作成経費について設計変更の対象とする。

<参考：改定前の実施要領>

「ICT建機による施工」を実施する場合、ICT建設機械等にかかる費用等については契約変更の対象とするが、3次元設計データ作成経費については受注者負担とし、契約変更の対象としない。

(4) ICT土工における小規格建設機械適用時の積算の考え方等について

- ・現場条件によって「2-1 機械経費」に示すICT建設機械の規格よりも小さいICT建設機械を用いる場合の機械経費の算出において、これまでは施工パッケージ型積算基準によっていたが、改定後は見積りを活用し積算する。
- ・関連要領（国土交通省等）の改定に伴い、山積 1.4m³（平積1.0m³）バックホウの機械経費及び損料加算額は削除となる。

(5) 「ICT活用工事計画書」の改定および「ICT活用工事チェックリスト」の新規追加について

- ・ICT補正の対象となる出来形管理手法、工種等を明確にし、ICT補正を行う対象について十分な理解を得られるよう「ICT活用工事計画書」を以下のとおり改定。
 - ①計画書の様式を国土交通省の様式に準拠するよう改定。
 - ②「3次元出来形管理等の施工管理」における留意事項にICT補正の対象を記載。
- ・ICT活用工事の発注から完了までに、監督員がICT活用にかかる工事費の補正等を行うことの可否の確認が容易となるよう、チェックリストを新規追加。